

令和元年度第1回長崎県公共事業評価監視委員会

日 時：令和元年7月24日（水）
14時30分～17時33分
場 所：長崎県総合福祉センター5階

— 午後 2時30分 開会 —

1. 開 会

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第1回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます土木部建設企画課の川添でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これより後は、着座のまま進めさせていただきます。

まず、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

長崎大学大学院工学研究科教授の大嶺委員でございます。

前新上五島町長の井上委員でございます。

株式会社長崎経済研究所の中村委員でございます。

公募により選任されました岡委員でございます。

保健医療経営大学准教授の山本委員でございます。

長崎大学大学院の五島先生におきましては、着き次第ご紹介させていただきます。

なお、弁護士の梅本委員におかれましては、事前に欠席との連絡を受けております。

本日の委員会の出席者数でございますが、全7名のうち過半数の委員の方に出席をいただいておりますので、長崎県政策評価条例第11条の規定により、本委員会が成立することを報告いたします。

1-1 開会挨拶

○事務局 次に、長崎県土木部次長の天野がご挨拶申し上げます。

○天野土木部次長 皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました土木部次長の天野でございます。

本日は、本来ならば土木部長が参ってご挨拶申し上げるべきところでございますが、このたび、県内で発生いたしました集中豪雨被害調査のために、急遽、現地調査を行っておりまして、欠席をご了承いただきますとともに、私からご挨拶をさせていただきます。

本年度の第1回長崎県公共事業評価監視委員会の開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今回の委員会から新たな任期となりますが、新たにご就任いただきました大嶺委員様、五島委員様を初め、再任に快くご了承いただきました委員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

また、本日は、大変お忙しい中ご出席いただきましたことに厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、公共事業の推進に多大なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、近年は、昨年の西日本豪雨や北海道胆振東部地震、一昨年の九州北部豪雨など、全国各地で大規模な災害が発生いたしております。先週末にも本県五島列島並びに対馬市に大雨特別警報が発令されるほどの集中豪雨があったばかりでございます。

このような状況を踏まえまして、政府は、「防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策」を実施することといたしております。その経費を今年度予算に計上いたしました。本県にもその予算が配分されたところでございまして、県としましても、その効果が速やかに社会全体に行き渡るようにスピード感を持って着実に対策を進めているところでございます。

公共事業は、防災・減災対策はもとより、産業の振興、生活の利便性の向上を図る社会基盤を整備するものでございまして、地域の活性化や安全で安心な暮らしの実現には欠くことのできないものでございます。その実施に当たりましては、事業効果の早期発現のため、積極的な事業進捗を図っているところでございますが、事業期間が長期に及ぶものも見られます。そういった事業につきまして、一定期間が経過した段階で、事業をめぐる社会経済情勢の変化や費用対効果、事業の必要性の観点から評価し、継続すべきかどうかを判断するという事は、非常に重要な手続であると考えております。

本委員会では、学識経験や県政に対するすぐれた見識をお持ちの皆様は公共事業の客観的かつ厳格な評価を行っていただくものでございまして、公共事業の実施における効率性や透明性を確保する上で非常に大きな役割を担っていただいております。

本日、諮問させていただきます案件は、再評価に関するものが22件、事後評価に関するものが2件でございます。

委員の皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、対象事業に適切に反映し、今後の事業の実施に役立ててまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、開会に当たりまして私のご挨拶とさせていただきます。適切なるご審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

ここで、今、駆けつけていただきました五島委員のご紹介をいたします。長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授の五島委員でございます。

1-2 委員長、副委員長の選任

○事務局 本委員会は、長崎県政策評価条例第10条の規定により、委員長及び副委員長を委員の互選により選任していただくことになっております。

なお、任期につきましては、同条例第9条の規定により来年度末までとなります。

まず、委員長の選任を行いたいと思います。どなたか立候補または推薦される方はございませんか。

○中村委員 井上委員を推薦いたします。昨年まで副委員長を務めていただいております。

て、大変見識豊かですらっしゃると思います。よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。中村委員の推薦をいただきましたが、ほかにおられませんか。——それでは、井上委員に委員長就任していただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局 ありがとうございます。それでは、井上委員に委員長に就任していただくということでお願いいたします。

次に、副委員長の選任を行いたいと思います。どなたか立候補または推薦される方はございますか。

○井上委員 専門的な分野から識見、知見ともにふさわしいと思います大嶺委員にぜひお願いしたいと思います。

○事務局 井上委員から推薦いただきましたが、ほかにご覧いませんか。——それでは、大嶺委員に副委員長に就任していただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局 承認いただきました。それでは、大嶺委員に副委員長に就任していただくということでお願いいたします。

それでは、井上委員に委員長を、大嶺委員に副委員長をお願いいたします。

申しわけございませんが、井上委員には委員長席への移動をお願いいたします。

1-3 審議方法の説明

○事務局 本日の第1回委員会では、再評価及び事後評価の対象となる事業の対応方針についてご審議をお願いいたしますが、審議に先立ちまして、報告事項及び審議の進め方等について、事務局より説明させていただきます。

○事務局 初めに、報告事項として運営要領の改正についてご報告させていただきます。再評価の対象事業及び実施時期についてです。

再評価対象事業は、画面に示しました一覧のとおりでございますが、赤で囲んだ部分を追加するものです。今までは、その他として国土交通省関係事業では、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業としておりました。しかし、近年、社会経済情勢の変化とは言いがたい理由で再評価を実施する案件が多々発生しております。それを踏まえて、「その他上記以外で再評価の実施の必要性が生じた事業」という文言を追加いたしました。

続いて、審議の方法の説明に移ります。

今回ご審議いただきます事業は、再評価対象22カ所、事後評価対象2カ所であります。審議を効率的に行うため、再評価対象事業のうち、一括して説明を行う一括審議と、個別に詳細な説明を行う個別審議に分けることとしております。

個別審議を行う事業の選定につきましては、画面の「個別審議選定の理由」に従い行うこととしております。一方、一括審議を行う事業は、表記の個別審議以外の事業としております。

今回、再評価対象事業について、今ご説明しました理由により、審議方法を選定し、その方法について委員の皆様事前ににご相談をさせていただいた結果、一括審議 11 件、個別審議 11 件となっております。

最後に、審議の進め方についてご説明します。

再評価事業につきましては、先ほど説明しました一括審議、個別審議に分けて行いますが、一括審議については、対象の事業をまとめて説明した後、審議をお願いいたします。個別審議の事業は、原則、1カ所ごとに説明、審議をお願いいたします。事後評価につきましても、1カ所ごとに説明、審議をお願いいたします。

以上で運営要領の改正、審議方法について、説明を終わります。

○事務局 繰り返します。本日の委員会では、再評価 22 事業、事後評価 2 事業が対象でございます。審議の中で現地調査や詳細な審議が必要となった場合は、再度、委員会の開催を考えております。

それでは、審議の進行につきまして、井上委員長、よろしくお願いいたします。

○井上委員長 審議に入ります前に、一言だけご挨拶をさせていただきます。

今回、はからずも委員長の大役を拝命することとなりましたけれども、もとより浅学非才であります。専門的な知識を有する委員の皆様方のサポート、ご協力をいただきながら、誠心誠意この進行役を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入ります。

2. 委員会審議

2-1 再評価対象事業の説明及び審議

○井上委員長 議題の 2-1 再評価対象事業の説明及び審議について、先ほど事務局から説明がありましたが、審議を効率的に行うために、審議対象の内容によって事前一括審議と個別審議に分けております。

まず、一括審議対象事業の審議から行いまして、次に個別審議に移っていきます。

現地調査等の詳細審議が必要と判断される事業がありましたら、委員の皆様方には、その都度、ご発言をいただきたいと思っております。

なお、事業の説明については、簡潔な説明を行って委員会の進行にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、一括審議対象事業、土木部の 5カ所の説明をお願いいたします。

まず、道路建設課の道建-2 から説明をお願いいたします。

○説明者 一括審議の初めの 5 件についてご説明します。

道建-2 一般国道 499 号（栄上拡幅）についてご説明します。

A3 版の資料をご覧ください。

事業主体は長崎県、事業箇所は長崎市、再評価の理由は再評価後変更になります。

審議の経過ですが、第 1 回目を平成 29 年度に行い、今回で第 2 回目の審議となります。

本事業は、渋滞解消及び歩行者等の安全確保を目的とし、延長 1,300 メートル、幅員

22 メートルの道路改築事業となります。現在、570 メートルを供用開始しております。事業進捗率は68%で、用地進捗率は89%となっております。今回、想定していた地質より硬く、掘削単価が上昇したことにより、事業費が増加しております。また、用地交渉が難航しているため、工期を令和5年度へ延長しております。費用対効果は、事業費の増と工期の延長により、1.26 から 1.10 と減少しております。対応方針は、継続で提案をしております。

続きまして、道建-3 一般国道499号（岳路拡幅）についてご説明いたします。

事業主体は長崎県、事業箇所は長崎市、再評価の理由は事業採択後10年経過になります。審議経過ですが、今回は第1回目の審議となります。

本事業は、隘路及び線形不良区間であり、走行性向上や歩道整備による歩行者の安全確保などを目的とし、延長2,100メートル、幅員9.75メートルの道路改築事業となります。現在、1,500メートルを供用開始しております。事業進捗率は83%で、用地進捗率は92%となっております。今回、想定より深い位置に支持層が確認されたため、工法の変更により事業費が増加しております。また、法面施工中にクラックが発生したため、追加調査を行ったところ、法面对策工の追加により事業費が増加しております。また、用地交渉が難航していることと対策工の追加が必要となったため、工期を令和3年度へ延長しております。費用対効果は、事業費の増、工期の延長により、1.91 から 1.21 と減少しております。対応方針は、継続で提案をしております。

続きまして、道建-4 一般国道389号（多比良バイパス）についてご説明いたします。

事業主体は長崎県、事業箇所は雲仙市になります。再評価の理由は、事業採択後10年経過になります。審議経過ですが、今回は第1回目の審議となります。

本事業は、地区内の交通隘路の解消及び雲仙方面へのアクセス強化を目的とし、延長1,000メートル、幅員9.75メートルの道路改築事業となります。現在、289メートルを供用開始しております。事業進捗率は56%で、用地進捗率は71%となっております。今回、道路土工指針の改定により構造物の変更、構造物の変更により地盤改良を行う範囲が追加となったことから事業費が増加しております。また、用地交渉が難航していることと地盤改良工範囲の追加による事業量の増加により、工期を令和5年度へ延長しております。費用対効果は、事業費の増、工期の延長により、1.23 から 1.11 に減少しております。対応方針は、継続で提案をしております。

続きまして、道建-8 都市計画道路 池田沖田線（竹松工区）についてご説明いたします。

事業主体は長崎県、事業箇所は大村市、再評価の理由は事業採択後10年経過になります。審議経過ですが、今回は第1回目の審議となります。

本事業は、国道444号、都市計画道路久原池田線及び市道富の原鬼橋線との広域ネットワークを形成することで環状道路として国道34号の渋滞緩和を目的とし、延長1,970メートル、幅員20メートルの街路事業となります。現在、事業進捗率は79%で、用地進捗率は96%となっております。今回、埋蔵文化財調査の予備調査を行った結果、広範囲での本調査が必要となったことにより事業費が増加しております。それに伴い、工期を令和

3 年度まで延長しております。費用対効果は、事業費の増、工期の延長により 2.61 から 1.36 に減少しております。対応方針は、継続で提案しております。

続いて、道維-2 2 級市道川上町出雲線（出雲工区）についてご説明します。

A3 版の配付資料の 2 ページをご覧ください。

事業主体は、長崎市になります。再評価の理由は、再評価後 5 年経過になります。審議経過ですが、第 1 回目を平成 26 年度に行い、今回で 2 回目の審議となります。本事業は、走行性の向上、歩行者等の安全確保を目的とし、延長 576 メートル、幅員 10.5 メートルの道路改築事業となります。現在、300 メートルを供用開始しており、事業進捗率は 87%、用地進捗率は 96%となっております。今回、用地交渉が難航しているため、工期を令和 5 年度へ延長しております。費用対効果は、工期の延長により 1.16 から 1.12 に減少しております。対応方針は、継続で提案しております。

以上で、一括審議、初めの 5 件について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○井上委員長 ただいま説明がありました一括審議、5 つの事業について、意見、質問等はありませんか。——質問がないようです。今、説明があった 5 件の事業について、現地調査をして詳細に審議したいというのがありますか。——ないようです。わかりました。そういうことであれば、今回、説明があった一括審議の 5 事業については、原案どおり、継続にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、一括審議の次の 6 箇所の説明をお願いいたします。

港湾課の港湾-1 からお願いします。

○説明者 続きまして、港湾-1 から住宅-1 の件についてご説明いたします。

A3 版の配付資料、3 ページをご覧ください。

港湾-1 肥前大島港改修事業 国内物流ターミナル整備についてご説明します。

事業主体は長崎県、事業箇所は西海市、再評価の理由は再評価後年 5 年経過になります。審議経過ですが、今回で第 4 回目の審議となります。

本事業は、既存施設の機能不足を解消し、物流の効率化により輸送コストの削減を図り、地域の基幹産業の発展に寄与することを目的としています。事業概要は、防波堤 100 メートルを初めとする港湾改修事業となります。平成 25 年度に寺島地区岸壁を完成させ、供用を開始しております。事業進捗率は 83.3%となっております。費用対効果は、事業費、工期とも変更はありませんが、寺島地区岸壁が供用を開始したことにより、砂利、砂の取り扱が増加したことにより、1.5 から 2.02 と増加しております。対応方針は、継続で提案しております。

続いて、河川-1 江ノ浦川についてご説明します。

A3 版の配付資料、4 ページ目をご覧ください。

事業主体は長崎県、事業箇所は諫早市、再評価の理由は再評価後変更になります。審議経過ですが、今回で第 4 回目の審議となります。

本事業は、洪水に対し、安全な河道を確保し、河川の氾濫を防止することを目的とし、延長 2,290 メートルの総合流域防災事業となります。事業進捗率は 70%で、用地進捗率は 69.1%となっております。今回、軟弱地盤対策の工法変更、施工範囲を拡大したことにより事業費が増加しております。また、軟弱地盤対策に係る地質調査、設計、対策工事により工期を令和 10 年度まで延長しております。費用対効果は、事業費の増、工期の延長により 1.35 から 1.14 と減少しております。対応方針は、継続で提案しております。

続いて、河川-2 宮村川についてご説明します。

事業主体は長崎県、事業箇所は佐世保市、再評価の理由は再評価後 5 年経過になります。審議経過ですが、今回で第 5 回目の審議となります。

本事業は、洪水に対し、安全な河道を確保し、河川の氾濫を防止することを目的として、延長 2,500 メートルの総合流域防災事業となります。事業進捗率は 85.9%で、用地進捗率は 88%となっております。費用対効果は、事業費、工期とも変更はありませんが、家屋、世帯数の増加、費用対効果算定マニュアルの改定により、5.5 から 6.47 と増加しております。対応方針は、継続で提案しております。

続いて、河川-3 釣道川についてご説明します。

事業主体は長崎県、事業箇所は新上五島町、再評価の理由は再評価後変更になります。審議経過ですが、今回で第 5 回目の審議となります。

本事業は、洪水に対し、安全な河道を確保し、河川の氾濫を防止することを目的として、延長 1,450 メートルの総合流域防災事業となります。事業進捗率は 83.4%で、用地進捗率は 100%となっております。今回、橋脚下の杭の劣化が著しいため、護岸補強が追加となったことや、小学校などが近接していることから騒音対策に対応するため事業費が増加しております。また、護岸の補強の施工方法の見直し及び橋梁の架けかえの地元協議に時間を要したことにより、工期を令和 6 年度へ延長しております。費用対効果は、事業費の増、工期の延長により、2.06 から 2 へと減少しております。対応方針は、継続で提案しております。

続いて、河川-4 久根川についてご説明します。

事業主体は長崎県、事業箇所は対馬市、再評価の理由は再評価後変更になります。

審議経過ですが、今回で第 5 回目の審議となります。

本事業は、洪水に対し、安全な河道を確保し、河川の氾濫を防止することを目的とし、延長 2,200 メートルの総合流域防災事業となります。事業進捗率は 66%で、用地進捗率は 87.3%となっております。今回、用地交渉が難航しているため、工期を令和 11 年度へ延長しております。費用対効果は、費用対効果算定マニュアルの改定により、1.84 から 1.87 と増加しております。対応方針は、継続で提案しております。

続きまして、住宅-1 立山地区についてご説明します。

A3 版の配付資料、5 ページをご覧ください。事業主体は長崎市です、再評価の理由は再評価後年 5 年経過になります。審議の経過ですが、前回、平成 26 年度に行っており、今回で第 2 回目の審議となります。

本事業は、老朽住宅の建て替えの促進、公共施設の整備による住環境の改善を目的とし、

道路整備延長 715 メートルを初めとする住宅市街地総合整備事業となります。事業進捗率は 64.7%で、用地進捗率は 81%となっております。今回、用地交渉が難航しているため、工期を令和 6 年度へ延長しております。費用対効果は、老朽建築物の除去による防災性の向上により 1.11 から 1.58 と増加しております。対応方針は、継続で提案しております。

以上で一括審議 6 件の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○井上委員長 ただいま説明がありました 6 事業につきまして、何かご意見、ご質問等があればお願いします。

○大嶺委員 先ほどの分も含めてよろしいでしょうか。

○井上委員長 はい、どうぞ。

○大嶺委員 基本的にここに上がっているのは承認でよろしいかと思えます。専門的な立場から言わせていただくと地盤調査がうまくいっていないのではないかと。実際に工事を行うと地盤が軟らかいとか硬いとか。それで工法の変更で予算がかなり増加した。これは今までもそういう形でされていると思います。一つは、もともと工事をする時の調査費が幾らぐらいかかっているのか。工法の変更になると、もう何億もお金を出さないといけないので、最初から少し予算を増やすぐらいで地盤調査の費用を見積もれば、今上がっているような工法の変更って、そんなにたくさん出てこないのではないかと思います。

できたら、今の例で大きな変更があったものが、実際、地盤調査にどれぐらいお金をかけているのか。それに対して新しい工法、追加の工法で何億かかかっているのか。恐らく地盤調査は何億もかかるわけじゃないので、何百万とか、それぐらいの規模じゃないかと思えますけど、参考にそういうのが知りたいというのが 1 つ。

もう 1 点は、工法の変更で、例えば、地盤改良が必要になったとか、何億かかったとかで上がっているんですけど、その時の、どの工法を選定するのか、これでいいのかという判断をどこで、どういうふうにされているのか。この場では答えられないと思えますけど、適切に判断している体制があるのか。場合によっては、もっとこの工法が安くなるとか、いろんな比較とかされているのか、されてないのかというところの体制がどうなっているのかというのを次回でも説明していただきたいと思えます。

○井上委員長 今、3 点の質問がありましたが、どなたかお答えできますか。

○事務局 今のご質問は、具体的な箇所ということではなく、一般的な考え方ということでもよろしいですか。

○井上委員長 全体を通じてですね。

○大嶺委員 全体でもよろしいです。

○事務局 次回の委員会がいつになるのかわかりませんが、事前に相談させていただいて、具体的な、この事業では、こういうやり方をしましたとか、そういうことを少し詳しく説明をさせていただきたいと思えます。

一般的な話を申しますと、調査が幾らかかったかというのは、具体の事業になってきますので、それはその時に説明をさせていただきますが、工法の変更等が生じた時には、一般的には比較をします。工法を幾つか選定をして比較を行いまして、その比較をした結果、一番安価であったり合理的であったりする工法を採用することになりますが、その選定は

事業者自らがやっているというような状況になります。

今、ご説明したのは一般的な答えです。次回に個別の現場での対応を説明させていただきたいと思います。

○事務局 補足で説明をしたいと思います。一つ目の調査費をかけると価格が抑えられるかということですが、調査費用をかければかけるだけ当初から確立した仮設や工法が確定できるかということは非常に難しいところです。確かに、今までも、もう少ししっかり調査をしていけば変更でコストは上がらないのではないかというご指摘は十分わかります。調査費をいくらかけると、コスト削減が本当にできるのか、研究課題として考えていきたいと思っています。

二つ目の変更時の判断の体制がどうなっているのかということですが、事業者の役所側あるいはコンサル等と相談をしながらやっているというのが大半です。特段難しいような技術的知見が必要なものに関しては、専門家から成る委員会等を活用しながらやっているという事案も幾つかございます。そこは状況に応じてやっていますが、少なくとも担当一人が判断して、その結果、何億上がったとか、そういう体制ではありません。一応組織としてそれなりの意思決定をしながら判断をしてやっているというような状況はございます。

○井上委員長 いかがですか、いいですか。

○大嶺委員 はい。

○井上委員長 そしたら、説明がつかなかった具体的な事業ごとの関係については、また次回、機会がありましたら説明をしていただければと思います。

ほかに質問はありませんか。

○岡委員 今回の分が、河川が4つ入っているということで、最近は集中豪雨だと大変激しい雨がりますし、五島や対馬も大変雨が今回、今月もひどかったと思うんですけども、河川に関しては、特に地元の方も早急な完成を望まれていると思いますので、当然、私も継続ということでもいいかと思っております。

○井上委員長 回答はいいですか。

○岡委員 はい。

○井上委員長 ほかに質問等は。

○山本委員 河川-3ですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが、今回、橋梁整備で騒音振動対策工法に変更したので予算が上がっているんですけども、幼稚園とか小学校とか町役場が近接しているというのは、最初からわかっていたことじゃないかと思うんですが、今回、5回目の審議ですけど、もう少し早い段階で騒音対策工法をするということを決めて予算を上げることはできなかったのかなという、その経緯を知りたいんですけど。

○井上委員長 お願いします。

○上五島支所 新上五島支所建設課の有田と申します。国道の上流側には小学校、下流側には役場があった場所で、協議をする中で、今回は騒音が小さくなるような工法に変更しました。次回からは設計の中に取り入れてやっていきたいと思っております。

○山本委員 ありがとうございます。

○井上委員長 ほかにありませんか。

○中村委員 道路維持の2でしょうか、A3の2ページ目の道路維持。工期が平成17年から令和25年に変更になっているんですけど、これは令和25年、令和5年……

○事務局 ご指摘のとおり、これは間違いでございます。令和5年です。

○中村委員 全体的に工期延長の要因に、用地買収の困難が挙げられています。今特に問題になっているのは何か。例えば、相続問題で権利者がものすごく広がって、それを探すのも大変なのか。また、どうしても反対だという人もいるというようなことが書いてあります。いろいろ要因はありますが、住民の安全・安心、効率化を目的に事業を行っていますが、その効果が非常に遅れてしまっている。一般的な話になりますが、どうやったらもっと用地買収をスムーズに、少しでも早くできるようになるのか。今、どういう工夫をされているのか。そこら辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

○事務局 一般的な話をさせていただきます。

用地交渉につきましては、当然、事業を決定して必要な方に用地の交渉に伺うんですが、その中で、この事業は地域のためにどうしても必要なんだということを説明いたします。そのために大切な土地を売ってほしいというお願いをするんですが、一つは、土地の所有者の方がしっかりおられる場合でも、事業自体に反対だ、土地をとられたら困ると言われる方もいらっしゃいます。単価に不満だという方もいらっしゃいます。建物がかかる場合は、そのぐらいの金額をもらっても建てかえできないからもっと高くしてくれという補償費の金額が折り合わない場合もございます。

さらに、特に最近時間がかかっているのが、相続登記がなされていない土地がございます。これについては相続登記がなされていない土地で、ご本人の方は当然亡くなっていますが、相当以前に亡くなっていらっしゃるとう相続がかなり多岐にわたってしまして、何百人という相続の方がいらっしゃるということになると、そのお一人お一人に印鑑をいただく必要がございます。そういうものについてはかなり時間を要するというところで、2～3年というものではなくて10年単位レベルの時間を要するところも出てきます。

そういうことで、どうしても時間がかかる事業がありますが、これを早くする方法は、基本的には、お願いをして同意をいただいて土地を売っていただくということになると思いますので、当然工夫していかないといけないですが、ちょっと難しいのではないかとこのように考えております。一般的な話で申し訳ありません。

○井上委員長 いかがですか。

○中村委員 国の方では、相続、登記がなされていない土地の活用について、政策的に、法的にいろいろ対応もなされているとは思いますが、ぜひそういうところも行政の立場からぜひ訴えていただきたいなと思います。

それと、長くなるような事業であれば、コースを変えるとか何なりいろんな方法もあるのかなと思いますので、とにかく早く、スピードが上げられるような方法をぜひ考えていただければと思います。

以上です。

○井上委員長 用地交渉は本当に大変だと思いますが、ぜひ努力して事業の推進に努めてほしいと思います。

ほかに何かありますか。——ただいま説明があった6事業について、これはぜひ現地調査をして詳細審議をしたいということがありますでしょうか。——ないですね。わかりました。

それでは、ただいまの一括審議、6事業につきましては、原案どおり、継続とさせていただきたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。これからは個別審議を行います。土木部の個別審議、11カ所の審議を行います。

都政－1 街路事業（連続立体交差）JR長崎本線

○井上委員長 まず、都市政策課の都政－1の説明をお願いいたします。

これからは時間配分の関係により1件当たり7分で審議をしたいと思っておりますので、事業者の説明をされる方は3分程度で簡潔にお願いしたいと思います。それではよろしく申し上げます。

○説明者 長崎振興局都市計画課の川原と申します。よろしく申し上げます。

JR長崎本線連続立体交差事業についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。まず、これまでの審議の経過についてご説明いたします。

本事業は、平成13年度着工時の採択以降、これまで4回の審議をいただいております。直近では昨年、平成30年度にご審議いただいております。その内容は駅舎デザインの決定による事業費の増額と事業期間の延長でした。今回の変更は、平成29年10月の認可変更以降の変更により、総事業費が最終的に約68億2,000万円の増額見込みとなることについて、JR九州より平成30年度末に報告を受け、また、その変更内容について説明を受けたものであります。その後、県において、変更が生じるに至った要因等の詳細について確認作業を進め、増額の内容を整理しております。

3ページをご覧ください。詳しい変更内容の前に、本事業の概要や効果についてご説明いたします。

本事業は、JR長崎本線において、松山町の市営陸上競技場から長崎駅までの約2.5キロの線路を高架化し、区間内4カ所の踏切除却を行うものです。現在、高架本体や軌道等の工事を進めており、今年度末に高架への切り替えを行う予定としております。

4ページをご覧ください。本事業の効果といたしまして、踏切が除却されることにより、踏切を要因とする交通渋滞や事故などが解消され、交通の円滑化が図られます。また、これまで線路によって分断されてきた東西市街地の一体化にもつながり、地域の活性化へ寄与するものでございます。

それでは、増額の内容についてご説明いたします。5ページをご覧ください。このうち①の支障物の発生と②の旧橋撤去工法変更については、この後のスライドで詳細を説明い

たします。③は物価上昇による変更です。ここ数年で資材価格や人件費が高騰しており、これらを積み上げたところ、全体で約 16 億 4,000 万円の増額となっております。次に、④の液状化対策の追加です。既存の線路と高架線路とをつなぐ盛土区間において、地質が当初想定されたものとは異なり、液状化対策が必要となることが判明したことから、その費用として約 5 億 6,000 万円を追加計上しております。

6 ページをご覧ください。次に、⑤の仮土留工法の変更です。

高架橋の基礎工事における掘削時の仮土留に使用する鋼矢板について、基礎工事が完了し、撤去する際に軌道の変状が確認されたことから一部の鋼矢板を撤去せずに存置することとしました。これにより鋼矢板の買取費の増加となり、約 3 億 4,000 万円の増としております。

次に、⑥の歩行者動線の確保です。高架切りかえ後、現駅前広場から新駅舎へのアクセスは、旭大橋側の歩道を迂回するルートを予定しておりましたが、地元からの要望などを踏まえ、撤去する駅の構内を切りかえながら仮設の歩行者通路を設置することにしました。結果、その費用として約 1 億 3,000 万円を追加計上しております。

以上、6 項目の増額により、合計で 68 億 2,000 万円の追加計上となっております。

7 ページをご覧ください。①の支障物の発生についてご説明いたします。

長崎駅構内において、高架橋建設のため先行して一部区間の軌道を撤去した際に、当初想定していなかった軌道を支える支持杭が出現し、杭の破砕撤去が必要となりました。長崎駅構内では区画整理事業の施行区域でもあり、軌道撤去後、換地として地権者に返還されるか、保留地として売却されることとなります。杭などが残存した場合、新たな建築の支障となり、土地の評価を下げてしまうおそれがあるため、全ての杭を撤去する必要があります。今年度の高架切りかえ後、長崎駅構内の杭を全て撤去することとしており、杭の撤去費用として約 30 億円を追加計上するものです。

8 ページをご覧ください。②旧橋撤去工法の変更についてです。

稲佐立体交差については、既存の JR 橋などを撤去し、埋め立てて平面化する計画としております。当初計画では、これらの橋梁を撤去する際、橋梁と交差する国道の交通規制を行い、国道上から撤去作業を行う想定としておりました。しかしながら、関係機関と協議を進めた結果、交通量が非常に多いことなどから、規制による国道の交通への影響が大きいため、交通規制が少なくなる工法への変更を行うこととしました。その結果、夜間施工により橋梁を国道側に横滑りさせて撤去する工法へ変更を行い、約 11 億 5,000 万円の増額となっております。

9 ページをご覧ください。続きまして、便益のプラス要因となる社会情勢等の変化についてご説明いたします。

本事業地に隣接する三菱重工長崎造船所幸町工場跡地において、現在、民間事業者によりサッカースタジアムを主体とした開発計画が進められているところでございます。この開発により、周辺エリアでは約 1 万台の交通量の増加が想定され、今回、これを踏まえた便益の再算定を行ったところ、移動時間短縮便益で 35 億円、走行経費減少便益で 7 億円の増が見込まれております。

10 ページをご覧ください。事業の投資効果についてでございます。

今回、事業費の増や社会情勢等の変化を踏まえ、再算定したところ、全事業に対する費用対効果は、便益 521 億円に対し、総事業費が 505 億円で、B/C は 1.03 となり、前回から 0.03 ほど減となっております。

なお、数値として便益算定には計上しておりませんが、東西市街地の一体化による土地利用の増進などの効果も見込まれているところでございます。

11 ページをご覧ください。本事業は、新幹線の開業に合わせ、長崎駅周辺土地地区画整理事業との一体的な整備が望まれております。今回、事業費の増額はあるものの、費用対効果が見込まれ、事業の重要性、必要性に変わりはないことから、事業継続が妥当と判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました都政-1 について、何かご質問、ご意見等ありますか。

○大嶺委員 杭の撤去のことですが、これは全部撤去しないといけないのか。場所によっては撤去しなくても問題ないような場所もないのか。法律的にそういう支障物があったら、とにかく除去しないといけないということでそうになっているのか。ご説明をお願いします。

○説明者 杭につきましては、全部、抜くこととしております。先ほどご説明したように、民間の土地になる部分については、当然抜くことになるんですが、駅前広場になる部分もあります。それについてはコンクリート杭であることから産業廃棄物ということで、その撤去はすることとしております。

○井上委員長 ほかに質問等ありますか。

○五島委員 10 ページに B/C では計測できない効果として、高架下空間の有効活用による利用可能用地の創出とあるのですが、これは高架下空間を有効活用できるかどうかというのがわからないということですか。

○説明者 高架下につきましては、駅の機能に必要な部分と道路に必要な部分を除いた部分については、有効な高架下空間が出てまいります。それにつきましてほとんどが JR さんが利用されることになるのですが、いろんな店舗であったりとか駐車場であったりとかということが考えられますので、そういうことで有効に活用できる空間ができてくるということでございます。

○五島委員 特にまだその計画はできていないということですね。

○説明者 こちらにつきましては、現在、県、市、JR のほうで高架下の利用について協議を行っているところで、まだはっきりと決まったところはありません。

○井上委員長 ほかにありますか。——この事業について、現地調査したいとか、詳細にもう少し調べたいという希望がありますか。——ないですね。わかりました。

それでは、この事業につきましては、対応方針は、原案どおり、継続ということでよろしいでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、継続ということで決定させていただきます。

道建－1 道路改築事業 一般国道251号（出平有明BP）

○井上委員長 続いて、道路建設課の道建－1の説明をお願いします。

○説明者 道建－1 道路改築事業 一般国道 251 号（出平有明BP）の再評価について、島原振興局道路第二課の小川より説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。本事業は、平成 24 年度に新規評価され、平成 25 年度より事業化しております。今回、用地取得手続の難航により、工期を平成 32 年度から令和 4 年度に変更する必要が生じたことから再評価に諮るものであります。

3 ページをご覧ください。地域高規格道路「島原道路」の計画図を示しています。島原道路は、南島原市深江町を起点とする諫早市貝津町までの約 50 キロの計画であります。図面上の黒の実線が供用済みの区間、赤の実線が対象区間の出平有明バイパスであります。

4 ページをご覧ください。次に、事業の目的ですが、島原道路の一部として広域ネットワークを形成し、島原半島地域から空港、整備中の新幹線等へのアクセス向上、緊急医療体制の強化支援や、長崎、県央地域との地域連携強化を目的としております。

5 ページをご覧ください。次に、事業の概要を示しております。出平有明バイパスは、島原市出平町と同市有明町を結ぶ延長 3.4 キロの計画であります。道路断面は、1 車線 3.5 メートルの幅員が中央の分離帯で上下に分離され、全体幅員が 12 メートルの自動車専用道路となり、計画交通量は 1 万 1,600 台を見込んでおります。当該工区の整備状況は、事業化した平成 25 年度から昨年度までに事業進捗率 27%、用地進捗率 59%となっております。

6 ページをご覧ください。次に、事業の効果をご説明します。広域ネットワークの形成、地域間交流の支援が期待されます。

7 ページをご覧ください。次に、災害に強いネットワークの構築が図られます。

8 ページをご覧ください。次に、再評価に至った経緯であります。今回、事業期間が令和 2 年度から令和 4 年度に変更となっております。理由としては、建物補償において、県で確保した代替地を紹介したものの、立地条件で要望に沿わず、再度、詮索を行った結果、移転先地が農振地域であったことから、農地転用、農振除外に日数を要したため、事業期間を変更するものです。

9 ページをご覧ください。次に、社会経済情勢等の変化をご説明いたします。島原道路の一部である吾妻愛野バイパス、諫早インター工区の一部区間が平成 29 年度に供用されています。瑞穂吾妻バイパスが平成 28 年度に事業化されています。

10 ページをご覧ください。次に、島原半島 3 市における日帰り観光客は増加傾向であります。平成 30 年 6 月には原城跡が世界遺産に登録され、今後、ますますの観光客の増加が見込まれています。

11 ページをご覧ください。次に、事業の投資効果です。全事業の費用対効果は、前回評価時は 1.2 であります。今回の評価では 1.78 と増加しております。プラス要因としては、交通需要推計の更新による将来交通量の増加が主な要因となっております。マイナス要因としては、供用開始時期の遅延となります。その他の要因として、費用便益マニュ

アルの改定があります。

12 ページをご覧ください。対応方針ですが、この事業は、島原道路の一部を構成し、地域産業の活性化や観光振興に寄与する事業であること。用地進捗率は面積ベースで59%と着実に進捗していること。地元自治体で構成する期成会等により、早期整備を強く要望されていること。期間の延長はあるものの、費用対効果が十分に見込まれることや、事業の必要性、重要性などから、引き続き、事業継続でお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました事業につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。——ご質問はないようですが、これについては、現地調査、詳細審議の必要性はありませんね。——それでは、この事業につきまして質問もないようですので、原案どおり、継続とさせていただきますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 わかりました。そのように決定させていただきます。

道建－5 道路改築事業 一般国道389号（国見拡幅）

○井上委員長 続いて、道路建設課の道建－5の説明をお願いします。

○説明者 島原振興局道路第一課でございます。ご説明をさせていただきます。

道路改築事業 一般国道389号（国見拡幅）についてご説明いたします。

本事業は、平成24年度に新規事業評価を行っており、今年度は事業採択後7年目となりますが、再評価の判断基準に照らしたところ、今年度、全体事業費が3割以上の増額及び事業期間が3年以上延長することとなるため、今回、再評価の審議をお願いするものであります。

本事業は、一般国道389号におきまして、地区内の交通隘路の解消及び雲仙方面へのアクセス強化を目的とした延長2,800メートル、幅員9.75メートルの現道拡幅による道路改築事業でございます。

5ページ及び6ページをお願いします。事業費の見直しでございます。今回、全体事業費が18億円から25.3億円に増額となります。内容としましては、①として、用地補償費において切り取り改造補償が困難となり、構内再築へ補償内容が変更したこと、事業区域内にソーラー発電施設が新設されたことに伴い、補償費の追加で約1.3億円。②として、現地詳細調査の結果、既設ボックスが老朽化していたことに伴い、排水ボックスの新設で約4億円。③としまして、その他の労務費及び資機材の単価上昇で約2億円。合計で約7.3億円の増額となります。

7ページをお願いします。事業期間の見直しでございます。1つ目は、ボックスの新設工事に伴い、事業量が増加します。2つ目は、ソーラー発電施設の補償費算定において、全国的に事例がなく、補償方法の検討及び移転先の選定に不測の日数を要します。以上の理由により、工事期間を考慮して、全体工期を令和1年度から令和7年度に延長することとしております。

9ページをお願いします。費用対効果につきましては、事業費の増額及び工期の延長に

より、前回評価時の 1.19 から今回 1.17 となっております。

10 ページをお願いします。対応方針としまして、当事業は、生活道路としての沿道環境改善により、地域の安全を確保し、交通の円滑化、さらに、島原半島の観光に寄与するものです。また、雲仙市からも整備促進を要望されているところです。事業費の増額、期間の延長はありますが、費用対効果が 1.0 以上あること、また、事業の必要性を考慮し、対応方針は、継続としております。

ご審議をよろしくをお願いします。

○井上委員長 ただいま説明がありました事業につきまして、何かご意見、ご質問等があればお願いします。——質問もないようですので、これにつきましては、原案どおり、継続とさせていただきます。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

道建－6 道路改築事業 一般国道 207 号（東長田拡幅）

○井上委員長 続いて、道路建設課の道建－6 について説明をお願いいたします。

○説明者 県央振興局道路第一課の大浦と申します。よろしくをお願いします。

道建－6 でございます。一般国道 207 号（東長田拡幅）についてご説明いたします。

事業主体は、長崎県でございます。事業箇所は、諫早市正久寺町から猿崎町でございます。

2 ページをお開きください。本事業は、平成 26 年に新規事業評価を行っており、今年度、新規事業採択後 5 年を経過し、再評価の判断基準に照らしたところ、全体事業費 3 割以上の増加及び事業期間を 3 年以上延長することから、今回、再評価をご審議していただくものとなります。

3 ページをお開きください。本事業は、一般国道 207 号におきまして、小長井・高来地区と諫早市中心地区を結び、地域間の交流促進・物流・救急医療搬送の機能強化を目的としまして、延長 1,900 メートル、幅員 23.25 メートルの道路改良事業を平成 27 年度より事業化をしております。現在の進捗率は、事業費ベースで 7.4%、用地買収面積ベースでは 8%の進捗となっており、平成 29 年度より用地買収に着手をしているところでございます。

4 ページをお開きください。事業の必要性についてでございます。一般国道 207 号は、小長井・高来地区と諫早市中心地区を結ぶ幹線道路であります。車線数の不足に伴います朝夕の通勤・通学の時間帯の混雑及び緊急車両の通行に支障をきたしている状況でございます。当工区を整備することによりまして、混雑が解消され、地域間の連携強化が図られることから、交流人口の拡大や地域間交流促進など事業効果が期待されるものであります。

5 ページをお開きください。事業費の見直しについてでございます。今回、全体事業費を 31 億円から 50 億円へと増額を行います。内容としましては、詳細設計の結果によりまして、地盤改良範囲が確定し、当初より範囲が広がることにより約 9 億円、周辺道路が

ら国道へのアクセスの安全性向上のため、出入りを交差点のみに集約するための側道の追加により約 6 億円、その他労務費や資機材の単価上昇によりまして約 4 億円、合計 19 億円の増額となっています。

6 ページをお開きください。続きまして、事業期間の見直しについてでございます。地元とのルート選定や工法選定の調整に時間を要し、用地買収の着手が平成 29 年度になったこと。また、側道を設置することによりまして事業量が増加するもので、以上の理由によりまして工事期間を考慮いたしまして、全体工期を令和 4 年度までから令和 7 年度までに延長するものであります。

続きまして、7 ページをお開きください。費用対効果につきましては、事業費の増額及び事業期間の延長により、前回評価時の 3.26 から今回 1.86 となっております。

8 ページをお開きください。対応方針としまして、事業費の増額、事業期間の延長はありますが、費用対効果が 1 以上が見込まれることと、また地域に与えますメリットも多く、地元からの要望も強いことから、事業の必要性を考慮いたしまして、事業継続とさせていただきたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました事業につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。ありませんか。——質問もないようですので、これにつきましても原案どおり、継続とさせていただきたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

道建－7 道路改築事業 主要地方道巖原豆酛美津島線（尾浦～安神工区）

○井上委員長 続きまして、道路建設課の道建－7 について説明をお願いいたします。

○説明者 対馬振興局道路課の田崎でございます。よろしく申し上げます。

道建－7 の道路改築事業、主要地方道巖原豆酛美津島線（尾浦～安神工区）についてご説明いたします。

2 ページをお願いします。事業主体は長崎県、事業箇所は対馬市巖原町となります。当工区は、平成 27 年度の着工から事業採択後 5 年を経過し、事業期間が 3 年以上、工事費が 3 割以上増加した事業となるため、今回、再評価をご審議いただくものでございます。

3 ページをお願いします。事業概要についてです。主要地方道巖原豆酛美津島線は、対馬の下島を周回する幹線道路でございまして、そのうち尾浦～安神工区は、延長 1.9 キロメートル、道路幅員 7 メートル、現道拡幅と一部バイパスの道路改築事業でございまして、円滑で安全な交通の確保や観光等の産業支援を図ることを目的に事業を行っております。平成 27 年度から事業化を行っておりまして、用地進捗率は 100%、事業進捗率は 29%となっております。

4 ページをお願いします。事業の効果・必要性についてです。当工区は、幅員狭小区間や線形不良により通行に支障をきたしております。また、緊急輸送道路に指定されておりますけれども、災害危険箇所がございまして緊急時に課題がございまして。こうした課題を

改良工事により解消し、円滑な交通や観光等の産業支援を図りたいと考えております。

5 ページをお願いします。再評価に至った経緯を説明いたします。

まず、事業費の増額についてでございます。当初、20 億円の事業費でしたが、38 億円に増額となっております。増額になった理由ですが、主に 3 つの理由がございます。まずは法面の工法変更ということです。地質調査や現地調査の確認の結果、法面の風化や亀裂の進行が見られたため、モルタル吹付工法から吹付法砕工法に変更しまして 5 億円の増額となっております。次に、補強土壁工についてです。盛土材に現地発生土を利用することにしてはございましたけれども、土質試験の結果、発生土は盛土材として適さないことがわかったので購入土といたしました。現地発生土は、仮置場への運搬や残土処分といたしましたので 7 億円の増加となっております。さらに、基礎工を設置する地盤が確認されず、地盤改良を行う必要がございます、3 億円の増ということでございます。その他、労務単価や諸経費の上昇等も含め、総額 18 億円の増となっております。

続いて、6 ページをお願いします。工法変更や事業量の増加に伴い、事業期間を令和 3 年から令和 6 年の 3 年間、延長するものといたします。

7 ページをお願いします。社会経済情勢等の変化についてです。対馬市では、韓国人観光客数が増加しており、あわせて観光バスの交通量の増加も著しいものとなっております。韓国人観光客は、平成 30 年は約 41 万人と、平成 26 年の 19 万人の約 2 倍、大型バスの交通量は、平成 30 年は平成 26 年に比べて約 3 倍と急増しております。この尾浦～安神工区につきましても観光地でございます鮎もどし公園へのルートになっておりまして交通量が増えております。したがって、早期の完成が望まれます。

次に、8 ページをお願いします。事業の投資効果についてです。B/C は、当初の 1.10 から 1.06 に減少しております。プラス要因といたしましては、大型バス等の大型車交通量の増加でございます。マイナス要因としましては、事業費の増加、工期の延長が上げられます。

最後に、9 ページをお願いします。対応方針です。用地進捗率も 100% ございまして、地元の対馬市からも早期の完成を望まれております。事業を継続し、円滑で安全な交通の確保や観光等の産業の支援を図りたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく申し上げます。

○井上委員長 ただいま説明がありました事業につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いします。

○大嶺委員 5 ページの工事の見直しの盛土材の購入で 7 億円ほどかかっていますが、これが幾らの盛土材とか、どれぐらいの土量を使ったのか。あと、残土処分とかありますが、別の異なる工事間からうまく利用して、なるべく処分しないようなシステムというのがあると思います。それもうまくいかなくてこうなったのか、もうちょっと詳しく説明してください。

○説明者 現地発生土材につきましては、最終的には市さんとの調整等もございまして仮置場を設け運搬をしたということで、その土砂については利活用ということが全体としては図られていますが、この工事は、そちらのほうに土砂を持って行ったということで増加

ということになります。そこに本来、補強土壁の盛土として使おうとした土砂については購入ということになりました。詳細な資料を持ってきておりませんので調べさせていただきたいと思います。

○大嶺委員 処分費もかかったんですか、かかってないんですか。

○説明者 処分費につきましては、使えない土砂についてかかっているのですが、それはそんなに多くはないんですけど、かかっています。

○井上委員 ほかに質問はありますか。よろしいですか。——質問もないようですので、道建-7につきましては、原案どおり、継続ということで異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 では、そのように決定をさせていただきます。

ここで10分間、休憩をとりたいと思います。

— 午後 3時50分 休憩 —

— 午後 3時58分 再開 —

○井上委員長 続きまして、議事を進行させていただきます。

休憩に入る前にご質問がありました道建-7についての、盛土材の約7億円の増額の積算根拠について回答をお願いしたいと思います。

○説明者 対馬振興局です。7億円の内訳でございますが、盛土材が7万m³ということになります。購入で4.2億円ということと、残土処分及び仮置場への運搬ということで2.8億円ということで、合わせて7億円という内訳でございます。

以上です。

○井上委員長 よろしいですか。

○大嶺委員 はい。

○井上委員長 ありがとうございます。

道維-1 街路事業 道の尾駅前線

○井上委員長 続きまして、個別審議、道路維持課、道維-1 街路事業から説明をお願いします。

○説明者 長崎市土木建設課の川原と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、道維-1、街路事業で実施しております都市計画道路、道の尾駅前線についてご説明させていただきます。

1 ページでございます。事業主体は、長崎市でございます。本路線は、平成22年度に事業採択されてから10年を経過するため、再評価の対象となるものでございます。

2 ページをお開きください。1.審議経過でございますけれども、ご覧のとおり、平成22年度に着工後、今回が初めてご審議をお願いするものでございます。

3 ページをご覧ください。目的・事業概要・これまでの経緯でございますけれども、事業の目的でございますが、道路沿線地区の生活道路としての整備を図るとともに、道の尾駅と幹線道路を接続することにより、駅施設の交通結節点としての機能強化を図るもので、道の尾駅へのアクセス向上及び良好な都市環境の確保を図るために整備するものでござ

います。延長は200メートル、幅員は画面右側の横断図のとおり、両側に2.5メートルの歩道を配置し、車道幅員は6メートルを予定しております。平成30年度末の事業進捗率は、事業費ベースで40%、用地進捗率は80%となっており、20メートルが整備済みでございます。なお、今年度、60メートルの整備を実施しており、駅側から約80メートルが整備済みとなる予定でございます。

4ページをご覧ください。事業の効果・必要性でございます。事業の効果でございますが、隣接いたします高田南土地区画整理事業の整備などに伴います交通量増加が想定される中、本路線は道路幅員が狭小であり、写真①のとおり、駅前の道路でありながら離合が困難な上、歩行者が安全に通行できない状況ございましたけれども、現在、駅前の道路につきましては、一部、拡幅工事を完了しており、円滑な交通と歩行者の安全確保が図られている状況でございます。

また、本路線を完成させ、周辺道路とのネットワークを構築し、道ノ尾駅へのアクセス向上を図りたいと考えております。

5ページをご覧ください。事業の進捗状況でございます。今回は、事業期間を見直す必要があるため、令和2年度までの期間を令和7年度まで延長したいと考えております。これまで用地取得が難航しておりましたが、交渉の結果、買収に応じていただける見込みでございますので、さらに交渉を進めることにより、早期に用地買収を完了し、工事を完了させたいと考えております。

6ページをご覧ください。事業の投資効果でございます。費用対効果でございますが、今回、再算定を行い、1.12となっております。前回からのマイナス要因といたしましては、用地取得の遅延に伴いまして工期延長に伴いますコストが増加しております。

7ページをご覧ください。対応方針でございます。本事業は、近接いたします高田南土地区画整理事業と連携して実施する事業であり、道路沿線地区の生活道路としての整備を図るとともに、駅と幹線道路を接続することにより、駅施設の交通結節点としての機能強化を図るもので、交通混雑の解消、道ノ尾駅へのアクセスの向上及び良好な都市環境の確保を図ることから、費用対効果も見込まれますので、早期の完成を目指し、引き続き事業の進捗を図りたいと考えております。したがって、対応方針といたしましては、継続とさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました事業につきまして、何かご意見、ご質問等があればよろしく願いします。

○岡委員 用地買収が面積ベースで80%程度ということですが、具体的にあと何件ぐらい残っているのですか。

○説明者 具体的には、あと1名の方でございます。面積が大体350平米ぐらいございます。話をさせていただいておまして、交渉につきましては前向きでございます。ただ、その中で条件が幾つか提示されているということで、その状況につきまして協議をさせていただいているという状況です。

○井上委員長 よろしいですか。

○岡委員 ありがとうございます。長崎市内、全体的に影響する地域だと思っておりますので、お1人と聞いてびっくりしましたけれども、丸くおさまるように交渉をよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ほかにご質問があればよろしくお願ひします。ご意見等はありませんか。この事業につきまして、もう少し詳細に審議したいということがございますか。——ないですね。わかりました。

それでは、原案どおり、この事業につきましても継続ということで決定をさせていただきたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 では、そのように決定させていただきます。

道維－3 道路改築事業 仁田志多留線

○井上委員長 続きまして、道路維持課の道維－3についてご説明をお願いします。

○説明者 こんにちは。対馬市の仁田原でございます。

1 級市道仁田志多留線についてご説明についていたします。

1 級市道仁田志多留線は、対馬市上県町の西沿岸に位置し、上県町檜滝を起点に、1 級市道中山線と連携し、上県町佐護に至る道路で、沿線 7 地区の生活道路であり、一般国道 382 号線を補完する基幹道路でもあります。

2 ページをお願いいたします。当路線は、平成 17 年度に事業に着手し、平成 26 年度に事業開始より 10 年が経過したことから再評価の審議を受け、今年度が再評価審議から 5 年経過の年となっております。

3 ページをお願いいたします。当路線は、総延長 6,790 メートルで、これまでも改良事業に取り組んでおり、道路交通の円滑化及び安全性の向上を目的に、総事業費 15 億 7,000 万円、改良延長は 3 工区で 2,550 メートルの区間で事業を行い、平成 29 年度までに伊奈志多留工区の 1,330 メートルを供用開始しております。

4 ページをお願いいたします。道路整備により、安全性の向上及び市街地へのアクセス向上、医療機関への緊急車両の搬送時間短縮、水産物の輸送時間短縮が見込まれ、住民の生活に重要な役割を果たすと考えられます。下の写真は、平成 29 年度に完成した伊成志多留工区ですが、事業完了により安全で快適な走行が確保されております。

5 ページをお願いいたします。未改良区間の現状ですが、上が犬ヶ浦工区、下が越高工区になりますが、大型車が通ると離合も困難な状況であります。

6 ページをお願いいたします。進捗状況でございますが、犬ヶ浦工区につきましては、境界が未確定な土地があったため、令和 2 年の地籍事業の確定を待っている状況でございます。越高工区につきましては、海岸線を通るルートで事業を進めていますが、背後地は共有地が並び、地権者の同意が得られない状況ですが、令和 4 年度までに解決できるよう取り組んでまいります。

7 ページをお願いいたします。費用対効果につきましては、平成 26 年度時点で全体事業費が 0.77、残事業が 1.12 ありましたが、今回の事業期間延長により、全体事業 0.74、

残事業 1.18 となりました。マイナス要因は、事業期間の延長です。

8 ページをお願いいたします。費用対効果は、1 を下回っておりますが、社会資本整備総合交付金では、市町村事業の整備計画書には費用対効果は算出対象となっております。

9 ページをお願いいたします。今後の方向性といたしましては、境界未確定地の確定や地権者との交渉に期間を要しておりますが、地元要望も強いことから、事業期間を延長し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解いただき、継続事業としてご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井上委員長 ただいま、事業について説明がありました。ご意見、ご質問等よろしくお願ひします。何かありませんか。

○岡委員 境界線のことですけれども、境界線は、今、全国で調査をしていることが令和 2 年に確定するということですか。

○説明者 令和 2 年度までには確定できそうな状況でございます。

○岡委員 それに関してですが、土地柄と申しますか、地権者の方がたくさんいらっしゃるということで、これまでも何件かあったと思うんですけれども、こちらにいらしている方は土木のことを主に専門的にされている方がいらっしゃると思いますが、実際、地権者との交渉などは、そういう土地の専門家の方が一緒に入られるのか、それとも土木の担当者の方がされているのか、純粋な疑問の質問で申しわけないんですけれども、お願いいたします。

○説明者 特別に用地担当とか専門はおりません。事業を担当する担当及びその上司と一緒に交渉を行っております。

○岡委員 ほかの、今までの事業もそうですか。

○事務局 県の場合は用地課が、本庁、各振興局にございまして、用地交渉については、基本的に用地課の職員が行います。そこは土木の技術職ではない職員が行います。ですから、交渉は用地課の職員と土木の技術職が一緒に行って交渉を行うというのが基本的な交渉のやり方ということになります。

○岡委員 ありがとうございます。ずっと疑問になっていたところなので代表して質問させていただきました。土地の交渉がしやすい場所と、しにくい場所、その他、土地の持ち主がはっきり決まっていないところによって全然違ってくるかと思うんですけれども、県の場合は用地課でやっていらっしゃるということですね。ありがとうございます。

○井上委員長 ほかに何かありませんか。——質問もないようですので、それでは、この事業につきましても、原案どおり、継続とさせていただきたいと思いますが、異議ありませんが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

港湾－2 港湾改修事業 多比良港

○井上委員長 次は、港湾－2 の説明をお願いいたします。

○説明者 島原振興局建設部河港課の法村でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、港湾－2 多比良港改修事業についてご説明させていただきます。

事業主体は長崎県、事業箇所は雲仙市となっております。

2 ページ目をお願いいたします。本事業は、平成 27 年度に新規事業評価を受けて、事業採択後 5 年目に当たり、事業期間を 3 年以上延長する事業及び総事業費を 3 割以上増額する事業に該当するため、今回、再評価を受けるものです。

3 ページをご覧ください。

本事業の目的としましては、雲仙普賢岳の噴火災害で発生する土砂の処分場として整備された廃棄物埋立地の第 1 期埋立が竣工したことに伴い、企業誘致を促進するに当たり、海上輸送を行うための岸壁等の港湾施設が必要となります。しかし、当港は砂利、砂を扱う物揚場を 1 バース有するのみで、その物揚場は老朽化が著しく、施設水深も不足しているため、非効率的な荷役形態となっております。このようなことから、老朽化対策とあわせて、水域施設の泊地、係留施設の岸壁、臨港交通施設の道路を整備することで港湾機能を拡充し、企業進出等による地域活性化を目的としております。

4 ページをご覧ください。本事業の効果・必要性といたしましては、まず、現状の 1 バースから 2 バースに増設することで、これまでの砂利、砂の取り扱いに加えて他の港湾貨物の荷役も可能となり、効率的な荷役作業が可能となります。次に、施設の水深不足の解消と老朽化対策です。既存の物揚場は、昭和 36 年に建設された施設であります。写真の左側にありますように、施設の水深不足により利用者は満潮時の限られた時間で荷役を行うなど、非効率的な荷役形態となっております。また、写真の右側にご覧いただきますように、クラック等の変状が発生しておりまして、老朽化が著しくなっております。これらも本事業の泊地と岸壁を整備することにより改善が図られます。また、新たな埠頭再編によりまして埋立地内への港湾貨物を取り扱う企業の誘致が進みまして新たな雇用創出及び地域活性化も期待されます。

5 ページをご覧ください。事業費及び事業期間の見直しについて説明いたします。まず、事業費については、増額となっております。主な理由としましては、地質調査により、粘性土層が堆積していることが判明したため、軟弱地盤の対策といたしまして地盤改良工の追加が必要となり、事業費約 4.2 億円が増額となりました。また、完了工期については、軟弱地盤対策が必要になったことに加えまして、近年の港湾予算の内示状況を踏まえ、年度ごとの事業費見直しにより、やむを得ず、平成 29 年度の完了予定を令和 6 年度完了予定と延伸が必要となっております。

6 ページをご覧ください。事業の投資効果についてご説明いたします。費用対効果といたしましては、前回評価時が 2.70 でしたが、事業費の増と工期の延伸により 2.02 となっております。前回より軟弱地盤対策が必要となったことで、追加工事によるコストの上昇、工期延長に伴う便益の減少で費用対効果が減少したものの、現段階でも費用対効果として十分に効果を見込めるものと判断しております。また、B/C では計測できない効果としまして、埋立地内への企業進出により新たな雇用の創出など、地域の活性化に資することも上げられます。

最後に、対応方針についてですけれども、ご説明申し上げましたように、本事業は、地

域経済の発展に資する事業であること、事業費の増額、期間の延長はあるものの、費用対効果が十分に見込まれるものであること。さらに、地元の雲仙市は廃棄物埋立地の購入を表明しておりまして、多比良港の埠頭再編の早期完成を望まれております。このようなことから、本事業につきましては、事業を継続していきたいと考えております。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○井上委員長 ただいま説明が終わりました。この事業につきまして、ご意見、ご質問等があればよろしくお願ひします。

○中村委員 7ページ目に、聞こうかと思ったことが大体書いてあるんですけど、もともと平成29年に完成予定だったものが令和6年まで延びるということですけども、この間、産廃埋立地、ここに企業誘致をされるということですが、こちらについては誘致自体の動きは、もうされていらっしゃるということですか。

それと、もう一つは、1バース目は早期整備をして部分的でも供用して効果の発現に努めるということですけども、1バース目はいつぐらいの供用開始が見込まれているのかということをお聞きしたいと思います。

○説明者 企業からですけども、鋼構造物の製作企業より話があってございましたけれども、今のところ、購入までは至っておりません。今後、岸壁等の整備が進めば、それを誘致の条件というか、そういうところでまた誘致の活動も行えるかと思っております。

○中村委員 1バース目はいつぐらいの予定なんでしょうか。

○説明者 1バース目につきましては、もともとが単年で整備を終えるようにしておりまして、今後の予算の配分にもよりますけれども、1バース目を早期に整備して部分供用させて段階的な整備効果の発現を図るようにやっていきたいと考えております。具体的に何年というのは、今のところ、今後の予算配分と考えております。

○中村委員 めどが立っているわけではないということですね。わかりました。

○井上委員長 いいですか。

○中村委員 はい。

○井上委員長 ほかに何かご質問がありますか。——ご質問もないようですので、この事業につきましても、原案どおり、継続したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。ありがとうございました。

砂防－1 地すべり対策事業 穴越地区

○井上委員長 続いて、砂防課の砂防－1の説明をお願いいたします。

○説明者 県央振興局河港課の犬塚です。よろしくお願いいたします。

それでは、砂防－1 穴越地区地すべり対策事業の再評価について説明させていただきます。

事業主体は長崎県、事業箇所は諫早市飯盛町平古場となります。

2ページをお願いいたします。平成21年度より事業を開始しており、今回、事業採択後10

年経過による審議となります。完了年度は平成26年度から令和5年度、事業費は3億5,000万円から5億5,000万円、費用対効果は1.52から3.66となっております。

前回からの変更理由としましては、施工範囲の拡大、工事内容の見直しによる事業費の増額と、それに伴う工期の延長となります。

3ページをお願いします。事業目的は、地すべりの動きを未然に防止し、民生の安定を図ることです。事業概要については、記載のとおりです。

4ページをお願いします。これまでに地すべりの原因となる地下水を排除する横ボーリング工を施工しております。

5ページをお願いします。平面図と写真のように、地すべりのおそれがあるブロックを調査し、ブロックごとに対策を進めております。対策工完了後の効果についても、地下水位や地すべり変動などの観測を行う必要があります。

6ページをお願いします。事業費の見直しについてですが、穴越地区は、事業採択時、AからCの3ブロックでありました。その後、現地調査の結果によりDブロックを追加し、施工範囲を拡大しています。そのDブロックの対策工により約1億円の増額となっております。そのほか労務費、資材単価など見直しによる増額も合わせると、全体で約2億円の増額となります。

7ページをお願いします。事業期間の見直しについてです。工期延長の理由は、先ほど申しましたDブロックの追加対策をすること。また、平成30年度の観測結果で一部のブロックにおいて地すべりの動きが確認されました。そのため、追加対策を実施する必要があり、令和5年度までの工期延長が必要と考えています。

8ページをお願いします。社会経済情勢等の変化としましては、被害想定範囲内に新たに10戸の家屋が増加しております。

9ページをお願いします。費用対効果は、3.66に増加しております。また、残事業費当たりの費用対効果も15.9と高くなっております。プラスの要因としまして、保全人家が増加したこと。マイナスの要因としましては、事業費の増加及び工期延長によるものがあります。また、国の費用便益分析マニュアルの改定もあり、費用対効果がプラス側に大きく働いております。

10ページをお願いします。最後に、本事業は、施工範囲の拡大、事業費の増加、期間の延長はあるものの、費用対効果が十分に見込まれることにより、対応方針は見直し継続と考えております。

以上で穴越地区の地すべり事業の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします

○井上委員長 ただいま説明がありました事業につきまして、ご質問、ご意見等があればよろしくお願いたします。

○中村委員 8ページに、平成21年度から30年度にかけて被害想定範囲内に新たに10戸の家屋が増加したということですが、想定範囲内に住居を建てることを規制できなかったのか、そういう規制するという考えはないのか。規制をしなかったために、また費用がかかるようになる、範囲が広くなるというのは、余り合理的ではないと思うのですが、そ

こら辺のお考えをお聞かせください。

○**説明者** 地すべりの危険区域として地すべり防止区域が指定されていますが、その下の危ない区域についての指定というのは特別ありません。現在、土砂災害防止法などの中でも、危険な土砂災害特別警戒区域等の、赤の区域と黄色の区域を指定しているのですが、黄色の区域での規制というのは、今もないので、住民の方に重要事項の説明の中で、危険区域になりますよというお知らせはできるのですが、それに対して区域内に建ててはいけないという考え方は、今のところ、ないかと思います。

○**井上委員長** ほかに質問等がありますか。

○**岡委員** 今の質問に続きですけれども、危険区域にお住まいの方はその地区が危険であることをご存知なのか、地すべり地区はどんどん増えてきているのでしょうか。調査をしないとわからないことなのか、もう今既に長崎県で大体わかっていることなのか。この地区は地すべり地区だということはある程度把握しているのかどうか。2点お願いします。

○**説明者** まず、住民の方にお知らせする方法については、地すべりの危険箇所、地すべりが起こりそうな場所、それに影響範囲という形ではホームページなどで公表しております。

あと、数が増えているかという部分では、地すべり区域については、過去の災害や地形判読による調査で既に危険区域の指定を完了しております。そのため、今後新たに地すべり災害が発生しない限り危険区域が増えることはありません。

○**岡委員** それではホームページを見ていない場合、家を建てる人が、何も知らずに建てているということで判断していいですか。

○**説明者** それに加えて、市町でも危険箇所という形で、恐らく、公民館などにも避難場所とか、危険なところがありますよというお知らせをしていると思います。

○**岡委員** ハザードマップなどもありますから、意識をされている方は、わかっているとは思いますが、中村委員の考えでしたが、こういう地すべり地区に対して、後から後からお金がかかっているのをこれまでも何度も見ており、また長崎県はどうしても山が多く、さらに軟弱地盤だと、何億、何十億とかかかっているのを見ています。そのため、そこに住んでいる人を移転させるということを考えることはできないのか。

要は、地盤が弱いので固めないといけないということだけを今までどおりやっていって、本当にそれで将来、長崎県がやっていけるのかというのが内心心配なところでありまして、新たな方法を長崎県から考えていかないといけない時期に来ているのかなと思っているところです。

これから全体的にかかわることを簡単に質問させていただき申しわけありませんが、長崎県全体でそういう考えをしていくべき岐路に立っているのではないかという気が何となく頭に引っかかっているところでもあります。

○**井上委員長** 今のご意見に何か回答がありますか。——今の意見も踏まえながら事業の推進に努めていただければと思います。

ただいま説明がありました点につきまして、ほかに何か質問はありますか。——ないようでしたら、これについても原案どおり、継続としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、そのように決定させていただきます。説明ありがとうございます。ありがとうございました。

砂防－２ 急傾斜地崩壊対策事業 今井崎地区

○井上委員長 続きまして、砂防課の砂防－２の説明をお願いします。

○説明者 壱岐振興局建設課の茶谷です。よろしくお願いいたします。

これより、砂防－２の今井崎地区急傾斜地崩壊対策事業の再評価について説明させていただきます。

今井崎地区は、壱岐市南部の石田町に位置しております。事業主体は長崎県でございます。今回、事業採択後 10 年となることから再評価の対象となっております。

2 ページをお願いします。審議経過についてご説明します。当初、平成 22 年度の新規事業として採択され、平成 26 年度完了を見込んでおりました。事業費は 1 億円。費用対効果は 5.8 でございます。今回見直しにより、事業完了が令和 4 年度、事業費は 1.8 億円、費用対効果は 3.74 となっております。

3 ページをお願いします。本事業は、急傾斜地において土砂災害等から人命やその財産を守ることを目的としております。主な事業概要は、法面工 960 平米、待受擁壁工 150 メートルでございます。ここに示しております平面図は、整備完了区間と未整備区間を色分けであらわしております。黒着色の部分が平成 30 年度までの完了区間です。緑着色が未整備区間をあらわしております。

4 ページをお願いいたします。事業効果についてですが、写真の中に①から⑯と番号を振っておりますが、この人家 16 戸を土砂災害より保全することを目的としております。また、1 級市道久喜線が保全施設に含まれるため、住民の避難経路の確保にもつながっております。

なお、本地区では、過去に転石の落下により人家への被害が発生しております。今後も集中豪雨等により斜面崩壊の危険性が懸念されるため、対策工を行う必要があると考えております。

5 ページをお願いします。次に、当初計画との変更点について説明させていただきます。まず、事業費の見直しについてご説明します。図面では、追加となった範囲を赤色で着色しております。法面工 360 平米、待受擁壁工 40 メートルを追加しております。追加した理由についてですが、追加箇所は、当初、高さ 10 メートル未満であり、この部分については、壱岐市さんが県費補助事業により実施予定としておりました。その後、現地測量の結果により、高さが 10 メートルを超えることが判明したため、県が実施できる県事業として取り込んで、あわせて実施することとしております。その結果、事業費は、当初の 1 億円から 1.8 億円へ 8,000 万円の増となっております。

6 ページをお願いいたします。事業期間の見直しについてですが、先ほどの工事区間の延伸に合わせまして、赤着色で示している部分についてですが、用地の取得について、共有名義地が発生しておりました。同箇所には 9 名の共有名義がございまして、そこに相続

が発生したことで、現在、72名の方の同意が必要となっております。これまで63名から同意をいただいておりますが、残り9名に対しては、まだいただいておりますので、現在も交渉を継続しているところではありますが、本年度中の解決を目指しているところでございます。

次、7ページをお願いいたします。社会経済情勢の変化についてご説明いたします。事業開始当初より、保全人家数、保全公共施設に変化はございません。

次に、事業の投資効果についてご説明いたします。費用対効果は、当初は5.80、現行では3.74となっております。マイナスの要因としまして、対策工の追加、それと事業費の増及び用地解決の遅延による工期延長となっております。

8ページをお願いいたします。最後に、対応方針についてご説明します。保全人家の重要性、災害時の地域経済への影響を考慮した上でも事業継続の必要性があること。地元が早期完成を望んでいること。既に87.5%の地権者からは承諾が得られていること。事業費の増額、工期の延長はあるものの、費用対効果が十分見込まれること。以上より、対応方針は見直し継続と考えております。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました事業につきまして、ご意見、ご質問等があればよろしくお願ひします。ありませんか。——質問等もないようですので、これにつきましても見直し継続ということで決定したいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、原案どおり、見直し継続ということで決定をさせていただきます。

先ほど、岡委員さんから質問があった件について回答させたいと思います。

○説明者 先ほど、岡委員からご質問がありました地すべり等の危険個所について住宅の抑制などの話についてですが、現在、土砂災害防止法におきまして、土砂災害における警戒区域、特別警戒区域等を設定していると聞いております。本年度に地すべりに関しましても調査を完了予定でございまして、令和2年度までには、地すべりの場合は警戒区域のみになりますが、指定の予定をしております。それに指定されますと、例えば、宅地の売買とか建物を建築する時には、重要説明事項の中に、この区域は地すべりの防止区域に入っておりますということが記載されることとなりますので、その辺で周知は図られることになろうかと考えております。

また、当然、区域に指定されましたら、遅延なく、市町においてハザードマップが作成されて住民に配布されて周知がある程度なされるものと考えております。

○井上委員長 よろしいですか。

○岡委員 はい。

○井上委員長 ありがとうございます。

住宅－2 住宅市街地基盤整備事業 市道中川鳴滝3号線

○井上委員長 次に、再評価の最後の事業です。住宅課の住宅－2の説明をお願いいたし

ます。

○説明者 長崎市土木建設課の川原です。よろしくお願いいたします。

それでは、住宅-2 住宅市街地基盤整備事業で実施しております市道中川鳴滝 3 号線についてご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。事業主体は長崎市でございます。今回は、平成 27 年に審議いただいた再評価の後、来年度に 5 年を迎えることから再評価後変更で実施するものでございます。

2 ページをご覧ください。審議経過でございます。審議経過としましては、ご覧のとおり、平成 13 年度に着工後、今回が 3 回目の評価として審議をお願いするものでございます。用地交渉が難航してきたことから、いずれも工期延長に伴います再評価を行ったものでございます。

3 ページをご覧ください。目的・事業概要・これまでの経緯でございます。事業の目的でございますが、密集した住宅地でございます長崎市の中心部東部に位置します中川鳴滝地区内の交通の利便性、防災、居住環境の向上を目指して、基盤となる道路を整備するものでございます。延長は 1,200 メートル、3 つの工区に分けて整備を進めておりまして、整備に伴います建物移転などに対応する住宅の宅地供給を 110 戸見込んで計画しております。平成 30 年度末の事業進捗率は、事業費ベースで 39%、用地進捗率は 50.3%となっており、1 工区の一部、約 240 メートルですけれども、整備済みの状況でございます。

4 ページをご覧ください。事業の効果・必要性でございます。事業の効果でございますが、写真のように密集いたしました住宅市街地でございます。道路等の社会基盤整備の遅れ、写真のように離合できない区間が多く、救急活動等にも支障を来すなど、利便性及び防災上の問題を抱えておりますので、本道路を整備することにより、居住環境の改善を図ることができます。

5 ページをご覧ください。事業の進捗状況でございます。今回は事業期間を見直す必要があるため、令和 2 年度までの期間を令和 7 年度まで延長したいと考えております。これまで用地取得が非常に難航しておりましたが、1 工区、これは国道に近いほうですが、1 工区につきましては、ようやくめどが立ったこと。続いて整備を計画しております片淵中学校のほう、3 工区になります、こちらにつきましても先行して改良を行いたい部分の取得に見込みが立ったため、できるだけ早く工事に着手して早期の完成を目指したいと考えております。

6 ページをご覧ください。事業の投資効果でございます。費用対効果でございますが、今回、再算定を行いまして 2.38 となっております。前回からのプラス要因としましては、本事業は通常の道路事業ではなく、市街地整備の一環といたしまして、宅地の供給要素を加味することとなっております。予定分を含めた住宅供給効果が増となっております。また、マイナス要因といたしましては、用地取得の遅延に伴いまして工期延長に伴いますコスト増が上げられます。

7 ページをご覧ください。対応方針でございますけれども、本事業は、防災環境の改善及び利便性の向上を図るものであり、住宅の建てかえ更新を推進し、地区の活性化に寄与

する事業でございます。また、地元におきまして、まちづくり協議会を中心とした協議、勉強会の活動が継続的に行われているところであり、地元の整備に対する要望が依然として強い状況でございます。また、難航してきました用地取得の見込みが立ち、整備の見通しも立ちつつございます。早期の完成を目指し、引き続き事業の進捗を図りたいと考えております。費用対効果も見込まれますので、対応方針としましては、継続とさせていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○井上委員長 ただいま説明された事業について、ご意見、ご質問等があればよろしくお願いいたします。

○岡委員 確認ですが、1工区・3工区を先行して、2工区は、まだまだ先延ばしということですね。用地の取得が大変難しいということは重々承知していますが、途中を飛ばして用地買収ができているところを部分的に進めるということでしょうか。

○説明者 5ページに工区を書いております。左側が国道34号になります。国道34号から鳴滝高校、それと右側に片淵中学校がございますが、1工区が国道34号から鳴滝高校付近まで、2工区が鳴滝高校から長崎県のスポーツ合宿所まで。3工区は、長崎県のスポーツ合宿所から片淵中学校までです。1工区と3工区を急いでいる理由は、用地買収が完了したところから工事を始めると、とろどころとなり、ちぐはぐになってしまいます。そうすると効果が早く出ないと考えています。国道や市道片淵鳴滝線へ接続させ、住宅から幹線道路に早く出れる道路をつくる事で少しでも早く効果が出るのではないかと思います。

この1工区と3工区ができれば、例えば、2工区を工事する時も迂回路として使用することができ、工事も早く進められます。そういう考え方から1工区と3工区を今急いで実施している状況でございます。

以上です。

○中村委員 家屋移転とか、対象となる家屋、地権者といいましょうか、それはどれくらいいらっしゃるって、今、どれくらい完了したのかということをお教えいただきたいと思えます。

○説明者 1工区から3工区の合計で155名の地権者の方がいらっしゃいます。これまで72名の方の交渉が進んでいる状況で、残り83名の方がいらっしゃいます。概ね2工区のところに残っていらっしゃるという状況です。

○中村委員 あと事業費が平成13年度の新規の時の41億円から、現在もまた41億円ということで動いてないんですけれども、これは工事が進んでないからですか。例えば、これを少し上積みしてでも交渉材料にするとか、そういうのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○説明者 工事費につきましては、工事の補償対象となる区間の補償費と、それから工事費ということで当初から見込んでおきまして、それが41億円です。工法等も当時から見直している分ありません。実際は土地の価格も、これまで下がってきているということもございまして、41億円につきましては、今の段階では大きく見直してないという状

況です。

○井上委員長 ほかに質問等ありますか。——ほかにないようですので、これにつきましても、原案どおり、継続としたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

以上で再評価事業について全て終わりました。

ここで、この際、再評価事業について質問を失念していたとか、追加で質問したいということがありますでしょうか。全体を通じてでもいいです。

○山本委員 今回、全体的に事業費の増加に物価の上昇というのが何点か見られました。物価の上昇は想像できますが、大きい事業になると約 16 億円の事業費の増加になってます。可能でしたら人件費や資材の上昇率について過去 10 年ぐらいのデータを一度お示ししていただくと説得力が増すのかなという印象を持ちました。ちょっとご検討いただければと思います。

○井上委員長 これについては、どちらが回答しますか。

○事務局 これは費用を算定する時の労務単価というものがございまして、その単価がここ数年、どのように変化してきたか。資材単価の変化についてお示しするというところでよろしいでしょうか。——では、そのように準備をさせていただきます。

○井上委員長 よろしくお願いします。

ほかに何かありますか。

○大嶺委員 幾つかあるんですけども、一つは、予算がかなり増額になったものもあるんですけど、その場合の予算というのは、追加予算があるのか、財源はどこから来るのかを教えていただきたいんですけど。

○事務局 増えた分は国のほうから補助金や交付金をいただいている。そこには県の事業であれば県の負担分もあります。

○大嶺委員 それと、先ほど盛土の話で予算の細かいところを示してもらいましたが、少し計算してみると、盛土材を購入するのに 1 m³当たり 6,000 円、残土処分が 4,000 円ぐらいかかっています。盛土材 6,000 円というのも普通からすると高いのではないかと、半分ぐらいで済むような気がします。盛土に使えない材料であればほかのやり方で、例えば固化材を混ぜて盛土材に使うというやり方もあります。そういうことをすれば半額ぐらいで済むのではないかと。

この委員会で議論するものではないと思いますが、予算が増額になった場合のチェック機能がちょっと甘いのではないかと思います。予算が増額になったら、別のところで何かチェックの機能があればいいんですが。今回みたいな委員会でパワーポイント何枚かで説明するぐらいで簡単に予算増ができるなら、もう幾らでも増やしてもという感覚になります。予算が増額すると、きちんと説明資料がないと、予算を本当に減らそうとしているのかなということがちょっと気になることです。

○事務局 当初の工法を比較する時も、途中で工法を変更する時の比較も同じですが、一般的にチェック機能というのが我々内部で組織として決定しています。先ほども説明しま

したが、大きなものは委員会にかけさせていただいています。そのチェックというのが、県の事業であれば外部の方々の監査、国の検査、あとは会計検査というものがございませう。私たちがとして、外部の監査等一般の方がされるようなところでも、きちんと説明ができるような選定をやった上で事業を進めています。その段階でのチェックというのは、確かに内部委託になるのかもしれませんが、事業が終わった後の完了検査で、監査、会計検査等でそういうチェックがなされているものと考えております。

○大嶺委員 終わってからのチェックのやり方はあると思いますが、進んでいる時に詳しい人に全体をマネジメントし、意見を求めるようなシステムがあればいいかと思ひます。多分、担当者の方は専門ではないかと思ひます。この事業の工法や新しい工法に追いつけていないのではないかと思ひます。

○事務局 当初設計も変更設計も同じですが、基本的に設計コンサルタントに委託をして、設計の案を何案かつくりませう。原案は、専門知識や新しい工法等の知識を持った設計コンサルタントが考えています。その原案を県としては最終的には判断を下すということをやっております。それに対して、さらに第三者のチェックというのは行っていないような状況です。そういう状況ではありませうが、県が委託した設計コンサルタントの設計の段階で、そこはある程度、新しい工法、新しい材料等については、反映させたもので比較をしていると考えています。

○大嶺委員 県の回答は今までのやり方で十分だという判断だと思ひますが、私としては、不十分というのが意見です。

○説明者 対馬振興局です。盛土材のことが話題になっているので、盛土材につきましては、全部、流用するというのが一番安いということで、そういうことを想定した設計ということになっておりました。実際、施工すると使えない土砂があるということで、それは全部捨て土ではなくて流用するというを考えて、他工区との調整を行います。委員がおっしゃられたように、現地発生土を一部使うことも考えながら、今後、整備をしていきたいと思ひております。

土量が多いものですから、そういう検討は、その時々で土質が想定と違ったりするということもございませうので、状況に応じて見直しを行っており、基本的に現地発生土は、全て流用するという方向で進めているということございませう。結果的に想定外ということが出てきたので、今回の事業では、その分増額になったということございませう。

○井上委員長 ほかにありますか。

○岡委員 全体的なことでは最初に戻っても大丈夫でしょうか。

○井上委員長 はい。

○岡委員 JR長崎駅の杭のことですが、支障物ということで杭を800本程度撤去しなければいけないということですが、撤去でどうして30億円もかかるのかなというものがずっと気になっております。もともとは、ここが埋立地で軟弱だから地盤を強化するためにつくられた杭なのではないかなということに対することが1つの質問です。

実際、売却する時に、この杭を残すと価値が下がるということですが、30億円をプラスアルファ、確実に上乗せして売れるという見込みがあるものなのか。実際、森友問題の

時も、撤去費用があるのないので何十億円も変わってきていたことがありますから、実際、撤去するのは素人にはわからないぐらいのお金がかかるのかもしれないなどは思います。去年もJR長崎駅に関しては、何十億円も増加された上に、1年経って杭の撤去だけで30億円、全体では60億円かかっている。毎年毎年あまりにも額が大きいので、もう1回改めてお聞きします。

○井上委員長 今のご質問に対して回答をお願いできますか。

○説明者 長崎振興局でございます。今の杭の増工につきましての30億円でございますが、ここにも示しておりましたように、現在、800本抜いております。この費用につきましては、2億4,600万円ほどかかっております。今、1本当たり30万8,000円ほどかかっております。あと、軌道撤去が5,500メートルほど残っております。450メートル区間で800本出てまいりましたので、その本数を5,500メートルで換算しますと約9,800本の杭が出てくるかと想定しております。9,800本の30万円ということで約30億円という金額を計上しております。

あと、杭を残せないのかという話でございますが、先ほどもお話ししましたように、ここは同時に長崎市のほうで区画整理事業をやっておりまして、その中の一部の土地につきましては、民間の方の土地に戻すというようなこと、もう一つは保留地としまして、今度はそれを売却して土地区画整理事業の事業費に当てるとような土地もございます。そうした中に杭等が残っておりまして、それが次の建築を行う際に支障になるとか、先ほどもちょっと申しましたが、コンクリート杭ということで産業廃棄物になりますので、全部撤去をするというふうに考えておりまして30億円を計上させていただいております。

以上です。

○井上委員長 よろしいですか。

○岡委員 800本程度は、もう撤去した本数ですね。あと9,800本が残っているのではないかとということですね。

○井上委員長 ほかに何か意見がありますか。

○大嶺委員 本来なら、杭が残っているほうが地盤の強度としては安定を保っている。後から建物を建てる時に基礎の部分だけ杭を抜いて、そこに新しい杭を打つことができれば一番効率的だと思います。法律とかも関係なくてですね。例えば、自分で建て替えるとしたら、それが安くて強度も担保されていると思いますが。そうできないという矛盾があるのかなという気がします。

以上です。

○五島委員 同じ質問ですが、この杭の工事をやっている業者は、長崎県内の業者ですか、それとも中央の業者ですか。

○説明者 杭の撤去をする工事ということでよろしいでしょうか。

○五島委員 違うんですか、ほかと。

○説明者 杭は、今は線路の下にございますので、今すぐ撤去するというものではございません。今、長崎駅とかで高架をつくっていますが、それが今年度末に切りかわります。切り替わった後に今の線路は使わなくてもいいようになりますので、その後の撤去となり

ますので、業者等についてはまだ決まってない状況です。

○五島委員 今、撤去したのは、どこがやったんですか。

○説明者 今、高架橋を施工している業者がおりますので、これにつきましては県外業者2者と県内業者1者のJVが施工しております。

○井上委員長 よろしいですか。

○五島委員 はい。

○井上委員長 ほかに質問等がないようでしたら、再評価事業について全て審議が終了いたしました。

2-2 再評価の詳細審議事業の確認

○井上委員長 議事次第に戻りまして、2-2 再評価の詳細審議事業の確認に移りたいと思います。

これまで審議された事業につきまして、ここで再確認をしたいと思いますが、現地調査とか、あるいは詳細にもう少し審議したいという事業がありますでしょうか。今のところ、全て原案どおり承認をいただきましたので、現地調査等は必要ないとは思っておりますが、それでよろしいでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、そういうことで確認をさせていただきます。

以上で再評価の審議項目を終了させていただきます。

先ほどの質問に対して追加の回答があるそうですので、よろしくをお願いします。

○説明者 先ほど、委員の方から、杭を存置しておいて支障になるところだけ撤去すれば、全部抜かなくていいんじゃないかというご質問がございました。先ほどもご説明いたしましたが、コンクリート杭は、不要になったコンクリートにつきましては、産業廃棄物扱いになりますので、これにつきましては撤去するという事で考えております。

○井上委員長 いいですか。

○大嶺委員 不要になったというのは、全部を取り除かないといけないという意味ですか。必要のところだけじゃなくて、産業廃棄物扱いなので全部を撤去しないといけないという、そういう説明ですか。

○説明者 そういうふうに考えております。

○大嶺委員 多分、だからそれは法律でそうなっているので、それが矛盾じゃないかというのが私のコメントです。

○井上委員長 次に進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

2-3 事後評価対象事業の説明及び審査

○井上委員長 次に、事後評価対象事業の説明及び審議に移りたいと思います。

事後評価に関しては、全て県の事業になります。

道建－1 街路事業 厳原豆酩美津島線

○井上委員長 まず、道路建設課の道建－1の説明をお願いします。

これについても7分程度で審議をしたいと思いますので、説明については3分程度で簡潔にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○説明者 対馬振興局道路課の田崎です。

それでは、道建－1 街路事業 都市計画道路 厳原豆酩美津島線についてご説明いたします。よろしくお願いします。

事業主体は長崎県、事業箇所は対馬市の厳原町になります。この工区は、平成10年度に事業化し、平成27年2月に供用を開始しております。事業完了後5年経過により、今回、事後評価のご審議をいただくものです。

審議経過についてご説明いたします。平成10年度に新規評価を行い、平成19年度、24年度に再評価を実施しております。今回は事後評価ということになります。

3ページをお願いします。事業概要についてです。都市計画道路厳原豆酩美津島線は、昭和43年度に都市計画決定しており、厳原町の市街地を南北に縦断する幹線道路で、延長560メートル、車道2車線、両側に歩道を設けております。

4ページをお願いします。事業の効果についてです。車道、歩道を広げることにより、車両の走行性の向上、歩行者の安全確保が図られております。旅行速度が平成11年の時速21キロメートルから平成31年は時速40キロメートルとなっております。さらに、沿線の都市再生整備事業もあわせて整備されており、買い物客や観光客で賑わう中心市街地の繁華街となっております。

5ページをお願いします。費用対効果の算定基礎となった要因の変化でございます。事業費、交通量については、前回、平成24年度の再評価時との比較を行いました。事業費が増加しておりますが、交通量も増加しており、B/Cも増加しているということでございます。

6ページをお願いします。事業費の増加についてですが、前回再評価時の29億円から29.3億円と0.3億円の増加でございます。内訳につきましては、補償費の増、構造物取り壊しの工事費増ということになっております。

7ページをご覧ください。事業効果についてです。沿線の商業施設等を利用する方々を中心にヒアリングを行いました。今回の街路の整備により、沿線の施設の利便性や走行の安全性が向上されていることが分かり、整備効果があるという結果になっております。

8ページをお願いします。対応方針といたしましては、当工区の整備に伴い、走行性の向上や歩行者の安全確保といった当初想定した事業効果が見られることから、今後の事業評価の必要性、改善措置の必要性はないと考えております。

また、同種事業の計画・調査のあり方や、事業評価手法の見直しの必要性については、事業が長期化している傾向があるため、事業計画の選択と集中により早期の事業完成を図る必要があると考えております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ただいま説明が終わりました。この事後評価の説明につきまして、何か。

○五島委員 このヒアリング調査ですが、全体何人を対象に、どういう聞き取りをされたのか。例えば、年齢別に何人ずついたのかとか、全体アドリブのヒアリングなのか、何かについて意見を聞いたのか、そこら辺の問いの問題が全体どうであって、全体が何人いて、何人の中、どういうことでこの6つになったのかというのが読めないの、そこら辺の内訳をしっかりと教えてください。逆に中間的な返答とか、前のほうがよかったみたいな、そういうようなものは全くなかったのかとか、そこら辺も含めてお願いします。

○説明者 このアンケートにつきましては、そこにお住まいの方と、その周辺でご利用されている方ということで無作為でしております。人数は少ないですけど、30名程度で行っております。男女別の比率は、手持ち資料がないので、わからないんですが、時期は平成31年3月に2回行いました。

○五島委員 1日だけですか。

○説明者 2日間です。利用される方ということで、特段選定をしているわけではなくて、そこを通られた方に聞いております。

ネガティブな意見がなかったかということでございますけれども、概ねなかったということです。アンケート形式ではなく、「どういう感想ですか」ということの問題に対してお答えいただいたことを集計しております。

○井上委員長 よろしいですか。

○五島委員 はい。

○井上委員長 ほかにありますか。——質問がないようですので、それでは、この事業については、対応方針どおり、承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 ありがとうございます。そういうことで決定させていただきます。

港湾－1 港湾改修事業 比田勝港

○井上委員長 最後に、港湾課の港湾－1の説明をお願いします。

○説明者 対馬振興局河港課の宇土と申します。よろしく申し上げます。

それでは、事後評価でございますが、事業名が比田勝港改修工事、事業主体が長崎県、事業箇所が対馬市上対馬町。事後評価の理由でございますが、全体事業費が10億円以上、事業完了後5年経過により、事後評価の審査をお願いするものでございます。

2ページをお開きください。これまでの審議経過でございますが、平成11年の新規事業着手、そして、平成20年の第1回の審議で再評価を受けております。今回、第2回の審議で事業完了後5年経過による事後評価を受けます。

3ページをご覧ください。事業の目的と事業概要でございますが、韓国との国際航路が就航する中、既存のターミナル機能が不足していることから、手狭で不足している国内・国際旅客ターミナル機能を分離し、人流・物流機能の効率化及び乗降客の安全性・利便性の向上を図るものでございます。

事業概要につきましては、泊地、岸壁、以下、資料のとおりでございます。工期は、平成11年から平成26年までで、事業費が29.6億円となっております。

次のページをご覧ください。4ページでございます。事業の効果の発現状況でございますが、整備前は国内フェリーと国際高速船が同一の岸壁を利用しておりまして過密な運航スケジュールとなっております。また、乗降客と貨物車両等がフェリー埠頭で混在しておりまして安全性の確保が課題となっております。

そこで、下の写真ですが、対岸のほうに新たな埠頭を整備いたしまして、国内フェリーと国際航路の高速船等の岸壁を分離させました。その分離によりまして混雑解消を図りまして、乗降客の安全性・利便性の向上を図っております。

5ページをお開きください。左の写真が整備前のターミナルの様子でございます。国内航路のお客様と国際航路のお客様が同じターミナルに一緒におりまして非常に混雑した状況となっております。今はターミナルの機能を新たな埠頭整備により分離したことによりまして混雑が緩和されて、乗降客の安全性・利便性が向上しております。

6ページをご覧ください。費用対効果の算定の基礎となった要因の変化でございます。総事業費が前回33.5億円から今回29.6億円に変更となっております。完了年度も、前回、23年度から実際の完了が26年となっております。費用対効果、B/Cでございますが、1.35から1.70と少し増えております。この表の中の分母の41.5億円と69.2億円について上の数字と合っておりませんが、これはターミナルの上屋の整備費用を足した費用をコストに入れております。上屋と埠頭整備というのは、一体となって機能を発揮するものということで、このようにしております。

下のほうですが、工期が延期した要因、これはマイナス要因でございますが、臨港道路のルートの変更を行いました。当初、海岸埋め立ての予定でございましたが、陸上掘削に変更して、それに伴い地元調整等に時間を要し、工期が延長となったものです。

次に、費用が減少した要因、これはプラス要因でございますが、臨港道路のルート変更、当初、海岸埋立で予定しておりましたが、それを少し陸側に呼び込みまして陸上掘削に変えたことで事業費が減となりました。また、埋立用の単独護岸の背後埋立に、この道路の掘削土砂を流用したことで事業費が減となりました。便益が、増大した要因でございますが、プラス要因でございますが、旅客待ちの時間短縮便益が増加いたしました。韓国人旅行者の大幅な増加が現在見られております。

次のページをご覧ください。社会経済情勢等の変化でございます。近年、釜山航路の就航船舶が増加しております。最大で6隻運航しております。これによりまして韓国人観光客等の旅客数が大幅に増加しております。平成20年に年間4万人だったのが平成30年度では31万人となっております。

8ページをご覧ください。対応方針でございますが、改善措置の必要性でございますが、旅客待ち合い時間短縮等の効果が見られたことから、改善措置の必要性はないと判断しております。今後の事後評価の必要性でございますが、事業の効果が見られておる状況でありまして、さらなる事後評価の必要性はないと判断しております。そして、同種事業の計画、調査のあり方等につきましては、本事業の見直しの必要性はありませんが、今後の同種類の事業におきましては、関係機関と連携し、適切な事業監理に努め、事業効果が早期に発現されるよう、早期完成に努めてまいりたいと思っております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました事後評価の対象事業について、何かご質問、ご意見等ありますか。

○岡委員 情報的には少ないけれども、ほかの事業費が増えている中で、こちらはルート変更したことによって事業費が減ったということで大変ほっとしております。ほかの事業も、追加になった事業も、追加になったからといって、単純に比べることはできないとは思いますが、途中で工法を変えたりして安くなることを願っています。

あと、関係ないことなんですけれども、時間がないところ、すみませんが、韓国情勢がちょっと微妙なところですが、現在は減っているところなんですか。違う話題で申し訳ないんですけど、ここ1カ月ぐらいはどうでしょうか。

○説明者 減ったという話は聞いておりません。

○岡委員 どうもすみません。違う話でしたが、意見をさせていただきました。ありがとうございました。

○井上委員長 ほかに何かございますか。——質問がないようでしたら、この事業については、原案どおり、決定ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 ありがとうございます。説明ありがとうございました。

2-4 事後評価の詳細審議事業の確認

○井上委員長 次に、事後評価対象事業、2事業について説明がありました。この2つの事業について、現地調査等詳細に見たいというご希望がありますか。——それでは、詳細審議は必要ないということで決定したいと思います。ありがとうございました。

以上で予定された審議項目は、全て終了いたしました。

最後に、総合的に、全般的に、先ほど再評価の段階で全般的な質問がございましたが、改めて何かございますか。——それでは、今後の予定等について事務局から説明、何かありますか。

○事務局 どうもありがとうございました。本日いただきましたご意見につきましては、後日、意見書として知事にご提出いただくこととなります。その日程につきましては、また改めて調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

3. 閉 会

○井上委員長 それでは、以上をもちまして本日の審議を終了したいと思います。

円滑なご審議にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

ここで委員会の進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局 委員長ありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては、長時間のご審議、ありがとうございました。

今回、審議を通して、かなりコストアップに対して、その是非を判断する機能が県とし

て甘いんじゃないか、問題があるんじゃないかという指摘がありました。コスト等は、先ほどから我々も答えておりますように、基本は内部でやっているというのがあります。ただ、内部といいましても、各出先では複数の目、あるいは下から上まできちんと目は通していますし、地方より上がったものは、きちんと本庁のほうで受けとめて、さらに、それを本庁は国に上げる理由をきちっと説明しないといけない。その説明する中では、すごく複数の人の目を通っているので、誰からいろいろ言われてもきちんと説明できる資料が必要になります。その中にはきちっとした専門家の目も入っていますし、そういうものを含んだ上でジャッジを我々がやっているということをご理解いただきたいと思っております。

確かに、この場では、ぼんと 20 億、30 億の数字が出されて認めざるを得ないような雰囲気にならざるを得ないんですけども、それはこの委員会を限られた時間の中で判断していただく上では、資料のつくり方等については、そこら辺の詳細な部分は飛ばしているところがあります。ただ、この委員会の先生たちというのは、どちらかという一般の目でそういう面を見ていただくということで非常に大事な委員会であります。我々も、例えば、大きいものは議会に説明しないといけない。議員の方は一般の人なので、そこに説明するには我々も大変な努力をしている状況です。

ここで皆さんにきちんとその辺を理解していただくためには、我々の説明が不足しているところは見直さないといけないと思っております。こうした場では、きちんと説明責任を果たせるようなことをこれからも指導していきたいと思っております。

そのほか、いろんな指摘がありましたことについても、関係事業課に伝えて適切に対応していきたいと思っております。

先ほど申しましたように、本日の議事内容につきましては、議事録等について作成し、皆様にご確認いただきたいと思っておりますので、今後もご了承のほど、よろしく申し上げます。

以上ももちまして、平成元年度第 1 回長崎県公共事業評価監視委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

— 午後 5 時 33 分 閉会 —